

平成23年4月1日からの

景観行政事務の開始へ向けて

2

問合せ

建設水道課建設班

☎6981

（5）見る人と見られる対象の關係に着目した景観づくり
（6）町民などと行政の連携

昨年、広報かみふらの12月号掲載の「景観行政事務の開始へ向けて」では、景観行政団体と景観行政事務の概況について、景観法以下「法律」といいます。）とかみふらの景観づくり条例（以下改正前を「旧条例」、改正後を「新条例」といいます。）などとの關係についてお知らせしました。

本号では、町の景観行政事務の基礎となる景観計画の概要と行為の届出制度についてお知らせします。

なお、文中の用語については、前号で説明しているものは、（ ）を付けてありますので、広報かみふらの12月号をご覧いただきながら、お読みください。

町の景観計画

町では、景観行政事務（ ）を平成23年4月1日から開始しますが、法律と新条例に基づいて、町の景観計画である「かみふらの景観づくり計画」以下「景観づくり計画」といいます。（ ）に、この事務の内容を定めています。

景観づくり計画では、景観計画の対象区域を町域全体とすること、「景観（ ）を守り、育て、そして将来に引き

継ぐ」計画ではこれを「景観づくり」と呼びます。）ために、次の3つの基本的方法を定めています。
上富良野町内の代表的な視点から十勝岳を望む眺望を阻害しないこと。
北国の自然景観のイメージを損なう原色の色づかいや奇抜な意匠としないこと。

上富良野町の風景と調和し、多くの人に好感を持たれるデザインを心がけること。

また、景観づくり計画では、上富良野ならではの景観資源として、自然、産業、歴史・文化の3つの方向から、この魅力と特徴について考えています。

更に、この魅力と特徴を活かしながら景観づくりを行うために、次の6つの取り組みを進める計画になっていきます。

- (1) 十勝岳連峰や田園丘陵などの景観資源の保全
- (2) 観光産業の振興にもつなげる良好な視点場の形成
- (3) 景観阻害要因の軽減
- (4) 自然景観や田園景観との調和と秩序ある市街地の形成



- 自然の景観資源**
 - ・十勝岳連峰や芦別岳
 - ・起伏に富んだ東西の丘陵地形
 - ・十勝岳山麓の森林
- 農業の景観資源**
 - ・平地部での水田を中心とした農業景観
 - ・丘陵部での畑作を中心とした農業景観
 - ・防風林や雑木林
- 歴史文化の景観資源**
 - ・直線的に伸びる道路
 - ・北国特有の建築、開拓の歴史

景観計画の実行者と責務
景観法では、都道府県・市町村などの地方公共団体、事業者及び住民に、景観づくりに対する責務があると示しています。

責務を果たさない場合のペナルティとして、懲役や罰金を科するようになっており、この責務の範囲や基準については、景観行政団体（ ）である地方公共団体の景観計画や条例・規則において定める仕組みになっています。
現在、上富良野町の区域は、景観行政団体である北海道の管轄区域であり、今年の4月1日からは景観行政団体になる上富良野町が自ら景観行政事務を管轄することになります。

この責務には、前項の「3つの基本的方法針」、「6つの取り組み」の主体や協力者となることのほかに、景観づくりへの配慮事項である「景観形成の基準」に従うことや、一定の規模を超えた行為を行うおとする場合は、景観行政団体である町へ届出、国の機関や地方公共団体の場合は通知といえます。）をすることなどがあります。

行為の規制と届出制度
4、5ページの別表1と別表2をご覧ください。
別表1には、「届出の対象となる行為」を示しています。一定の規模を超える場合は、景観に支障が生じる可能性が高くなるため、事前の届出が制度

化されていて、景観行政団体である町では、別表2の「景観形成の基準」に基づいて審査します。

「景観形成の基準」には配慮や規制に関する事項が示されていますが、配慮すべき事項については行為の届出の有無に関係なく、できる範囲内で配慮する責務があります。

しかし、規制事項については原則として禁止され、特別な事情がある場合を除いて、行為の改善について協議、勧告又は命令などの行政処分の対象となり、これに従わない場合は、罰則が適用される場合があります。

なお、別表1、別表2ともに、右欄に「北海道との主な相違点」を記載しています。

北海道と比較して総体的に厳しい基準となっていますが、雄大な十勝岳連峰や彩り豊かな丘陵などの景観を資源とする町としては、必要な基準と考えています。

届出事務の移行

上富良野町の区域については、平成21年4月1日からは北海道が届出事務を開始していますが、上富良野町が景観行政団体としての届出事務開始に伴い、平成23年4月1日の前後で、表3のように届出先や、適用される審査基準が変わりますので注意が必要です。

なお、法律で「届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日か

表3 届出事務の移行(北海道 上富良野町)

3月31日以前	届出等受付	届出等受付	届出等受付	届出等受付	事前相談 事前協議
	審査				届出等受付
4月1日以降	通知	審査	届出等受付	届出等受付	届出等受付
	行為着手	通知	届出等受付	届出等受付	届出等受付
適用景観計画	北海道景観計画				町景観計画
審査機関	上川総合振興局建設指導課				上富良野町役場

ら30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。」と定めていますが、「景観に支障がない行為であることの通知」を受ければ着手できます。

届出を受け付けた審査機関が行為の完了まで監視することになります。別表1のように、建造物などの規模が北海道の基準より上富良野町の方が小さい場合でも届出対象となるものや上富良

野町独自の届出行為もありますので、4月1日以降の着手日を予定する場合は、ぜひとも事前に上富良野町役場建設水道課にご相談のうえ、適切な届出を行ってください。この場合、期間短縮について配慮することもできます。

届出後の事務の流れ

届けられた行為については、図1のとおり審査します。行為計画の見直しが必要になる場合がありますので、届出書を出す前に「事前相談・事前協議」を行ってください。

役場にご相談を
以上本号では、届出制度を含めて、景観計画の内容についてお知らせしました。

建物や工作物を計画する方は、早めに、設計や施工を依頼する事業者などを通じて、役場にご相談ください。

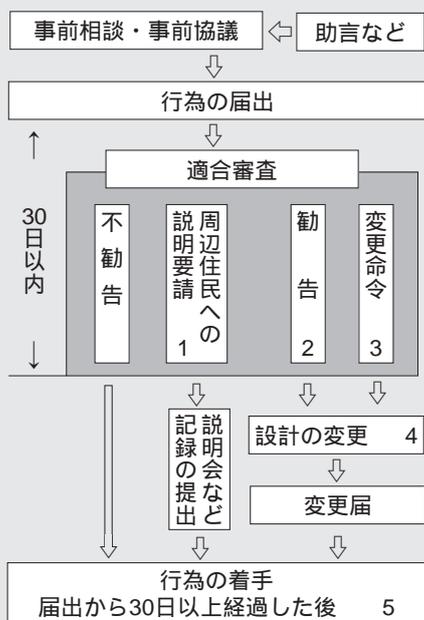
最終となる次号では、具体的な例をあげて、町民の皆さんとともに進める「景観づくり」についてお知らせします。

相談・問合せ

建設水道課建設班

☎6981

図1 届出事務の流れ



- 1 町では、建築・開発行為などを行う主体に対し、必要に応じて、周辺住民への説明を求めることができます。
- 2 勧告は、届出のあった日から30日以内にしなければなりません。
- 3 変更命令は、届出のあった日から30日以内にしなければなりません。変更命令を行う場合は、90日を上限に期間延長する場合があります。
- 4 変更命令に従わない場合は、原状回復などを命ずることがあります。
- 5 不勧告の場合は、町がこの期間を短縮することがあります。

【別表1】届出の対象となる行為

種 別	届出対象行為	規 模	北海道との 主な相違点
建築物 (法第16条第1 項第1号)	新築、増築、改築、移転	高さ10m又は建築面積 1,000㎡を超えるもの(塔 屋、給水塔などの付属物を 含む)	高さ13m又は建築 面積2,000㎡
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の規模を超える建築 物で外観の2分の1を超え るもの	町と同じ
工作物 (法第16条第1 項第2号)	ア 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物(法第8条第2項第 5号口に規定する特定公共施設、鉄道事業法第8条第1項に規 定する鉄道施設及び空港整備法第2条第1項に規定する空港 の用に供するものを除く。)	高さ3mを超えるもの	高さ5m
	イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類す る工作物(景観法第8条第2項第5号口に規定する特定公共施 設、鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港整 備法第2条第1項に規定する空港の用に供するもの並びに電 気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支 持物に該当するものを除く。) ウ 煙突、排気塔その他これらに類する工作物 エ 見塔、電波塔その他これらに類する工作物 オ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 カ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに 類する遊戯施設 キ 自動車車庫の用に供する立体的施設 ク アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これ らに類する製造施設 ケ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又 は処理の用に供する施設 コ 汚物処理施設、ゴミ焼却処理施設、産業廃棄物処理施設そ の他これらに類する処理施設	高さ10m又は築造面積 1,000㎡(建築物と一体と なって設置されている場 合は、当該工作物の高さが 10m)を超えるもの	イ・ウ 高さ15m エ 高さ13m オ～コ 高さ13m又は築 造面積2,000㎡
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の種類及び規模の工 作物で外観の2分の1を超 えるもの	町と同じ
開発行為 (法第16条第1 項第3号)	都市計画法に規定する開発行為	当該行為に係る土地の面 積が3,000㎡を超えるもの	10,000㎡又はのり 面・擁壁の高さ5m
その他 (法第16条第1 項第4号)	土地の開墾、土砂の採掘、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変 更(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を除く。)	当該行為に係る土地の面 積が3,000㎡を超えるもの	定めなし
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件のたい積(期 間が60日未満のもの及び雪のたい積を除く。)	当該行為に係る土地の面 積が3,000㎡かつ当該行為 に伴い生じるたい積物の 高さが3mを超えるもの	定めなし
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路もしくは 空中線系(その支持物を含む。)	高さ10mを超えるもの	定めなし
届出の必要の ない行為	(1)上記の規模に満たない行為 (2)通常の管理行為、非常災害のための応急措置として行う行為 (3)景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為		町とほぼ同じ

【別表2】景観形成の基準

対象行為	区分	景観形成基準(配慮事項を含む)	北海道との主な相違点
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産などの地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。 (3) 市街地においては、周辺建物と合わせた壁面配置を基本とすること。ただしセットバックしてオープンスペースを確保する場合はこの限りではない。 (4) 郊外部においては、道路に面した建物配置を避け、前庭・アプローチ路を設けることを基本とし、不可能な場合には建物前面に植樹を行うこと。 (5) 工作物においては、道路に面した配置を避け、不可能な場合には前面に植樹を行うこと。	・町では景観資源として十勝岳連峰を明記。 ・町では周辺建物と合わせた壁面配置について明記。 ・町では郊外部での道路に面した建物・工作物配置を避けることを明記し、不可避の場合は植樹を義務化。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産などの地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 (3) 高さは、周辺景観から突出しないよう機能上やむを得ない場合を除いて15m以下(塔屋、給水塔などの付属物を含む)にすること。	・道では具体的高さ規制はないが、町では高さを15m以下とすることを基準としている。
	形態又は色彩その他の意匠	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産などの地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望を阻害しない形態意匠とすること。特に稜線から突出しないように高さを抑えること。 (3) 外観は、周辺景観と調和する目立たない色彩とし、彩度は7以下とすること。また、原色の使用を避けること。 (4) 壁面や屋根及び工作物への文字やイラストなどは止め、屋号やワンポイントのロゴマークに留めるよう努めること。 (5) オイルタンクや室外機・屋上設備など、建築物に附属する設備などは可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをするなどの工夫をすること。 (6) 工作物は、建築物本体とのデザインの調和を図り、擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景に配慮すること。	・道ではR(赤)、YR(黄赤)系の色相彩度8、Y(黄)系の色相彩度6、及び上記以外の色相彩度4以下と規定。 ・町では壁面などへの文字など表示について明記。 ・町では景観障害緩和として壁面の緑化、前面の植栽などを提示。
	敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、特に道路などの公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めること。 (3) たい雪スペースなどの設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	町と同じ
開発行為	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 十勝岳連峰、河川や歴史的・文化的遺産などの地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。 (3) 道路その他公共の場所や町内の代表的な視点から見える部分での、のり面・擁壁などの構造物の配置はできるだけ避け、不可能な場合には前面に植樹を行うこと。	・町では視点場からののり面・擁壁などの構造物の配置を避けるよう明記。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産などの地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	町と同じ
	形状・緑化など	(1) 十勝岳連峰や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川や水辺、表土や植生などは可能な限り保全し、活用をすること。 (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めること。 (4) 巨大なりの面が発生しないよう配慮し、のり面が生じる場合は自然地形に合わせて植栽すること。 (5) 擁壁などの構造物については、壁面の緑化、前面の植栽や修景措置を行うこと。	・町では巨大なりの面発生回避を配慮。
その他	たい積物など	(1) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、資材置き場その他の物件の集積、たい積、貯蔵はできるだけ止め、やむを得ない場合は、原則高さ3m以下とし、外周部に樹木を植栽するなど修景に努めること。 (2) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路もしくは空中線系(その支持物を含む。)については、設置位置が景観に支障を及ぼさないよう配慮に努めること。	・道では土地の形質変更及び電線路などに関する基準はない。
勧告・協議・命令など		景観形成の基準から外れた場合は、勧告・協議・命令などを行う。	町と同じ